

小樽市いじめ防止基本方針

令和6年9月改定
小樽市・小樽市教育委員会

目 次

第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1～6

- 1 いじめの理解
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 3 いじめの禁止
- 4 いじめ防止に向けた方針
 - (1) 市として
 - (2) 市立学校として
 - (3) 保護者として
 - (4) 小樽の子として
 - (5) 小樽市民として
- 5 北海道等との連携

第2章 いじめの防止等のために小樽市が実施する施策・・・・・・・・ 6～10

- 1 「小樽市いじめ問題対策連絡協議会」の設置
- 2 「小樽市いじめ防止対策審議会」の設置
- 3 教育委員会の具体的な取組
 - (1) いじめの防止・早期発見に関すること
 - (2) いじめの対応に関すること

第3章 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策・・・・・・・・ 10～15

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 市立学校の組織づくりに向けて
- 3 市立学校におけるいじめの防止等に関する取組
 - (1) 未然防止
 - (2) 早期発見
 - (3) 早期対応

第4章 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15～20

- 1 重大事態の発生と調査
 - (1) 重大事態の意味
 - (2) 重大事態の報告
 - (3) 調査の趣旨及び調査主体
 - (4) 調査を行うための組織
 - (5) 事実関係を明確にするための調査の実施
 - (6) その他留意事項
 - (7) 調査結果の提供及び報告
- 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
 - (1) 再調査
 - (2) 「小樽市いじめ調査委員会」の設置
 - (3) 再調査の結果を踏まえた措置等の組織

※資料 関係条文等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21～25

第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの問題は、児童生徒が夢と誇りを持ち、生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。

「小樽市いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」といいます。）は、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）が成立したことから、平成27年3月に「小樽市いじめ防止対策推進条例」（以下「条例」といいます。）を制定するとともに、条例第11条の規定に基づき同年4月に定めました。

小樽市では、児童生徒の尊厳を守るために、家庭や市民とともに、いじめの問題に真剣に取り組み、この取組が、人権に対する理解を深め、地域社会全体で、いじめのような人権侵害から児童生徒を守る意識の高揚につながるよう基本方針を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を進めてきました。

北海道では、いじめの問題への取組の更なる充実に向けて、道と市町村及び国が一層連携して迅速かつ組織的な対応を徹底するとともに、学校間、地域間の連携を深め、児童生徒に関わる全ての人々が共通の認識を持っていじめの防止等の取組を推進する必要があるため、令和5年3月に「北海道いじめ防止基本方針」（以下「道の基本方針」といいます。）の一部を改定したことから、小樽市においても基本方針の改定を行います。

1 いじめの理解

ア いじめの定義【条例第2条】

法第2条及び条例第2条では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を

図る観点から、例えば、「性的マイノリティ *1」、「多様な背景を持つ児童生徒 *2」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

*1 「性的マイノリティ」とは、LGBT（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。

*2 「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等）などにある児童生徒のことです。

イ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念【条例第3条】

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、まさに社会の宝です。

そして、小樽の子ども一人一人が健やかに成長していくことは、このまちの願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自らの特性や可能性を確かめるとともに他の人の長所等を発見します。多様性を認め互いに支え合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して、伸び伸びと生活できます。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が生まれたら、その場は子どもが安心して居場所としての機能を失い、いじめを発生、助長させることにつながりかねません。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものであるとの認識に立つ必要があります。

そこで、条例に基づき、いじめを防止するための基本理念を次のとおり示します。

- (1) いじめ防止対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも生じうるという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを無くするよう真剣に取り組む必要がある。
- (2) いじめ防止対策は、児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、及びこれを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深め、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることが必要である。
- (3) いじめ防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、いじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校全体で組織的に取り組むとともに学校、家庭、市民、行政その他の関係者の相互の連携協力のもと、社会全体でいじめの問題を克服することを目指し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める必要がある。

3 いじめの禁止【条例第4条】

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童生徒の心に長く深い傷を残すものです。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってははいけません。

4 いじめ防止に向けた方針【条例第5条～第9条】

児童生徒のいじめを防止するために、社会全体がいじめを起こさせない風土づくりに努めます。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要です。その実行のために、市全体で児童生徒の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要があります。

(1) 市として（教育委員会を含む）

子どもたちの教育環境を整備し、安心・安全に暮らせるまちづくりを進めます

- (1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施します。
- (2) いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、市民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努めます。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じます。
- (4) 児童生徒が安心して、豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行います。
- (5) インターネットなどによるいじめを防止するため、学校、家庭、関係機関等が協力し、啓発等の必要な対策を進めます。

(2)市立学校として

いじめを見逃さず、豊かな人間関係を築く教育を行います

- (1) 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。
- (2) 児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。
- (3) 児童生徒が主体となって、いじめのない社会を形成するという意識を育むため、児童生徒の発達段階に応じたいじめを防止する取組が実践できるよう道徳教育や人権教育を充実させながら、指導、支援します。
- (4) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解消できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたります。
- (5) 情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する情報モラル教育の取組を強化し、インターネット等の正しい利用方法等を学習させるとともに、インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」等を通じて、生活習慣の改善とインターネット上のいじめに対処する体制を整備します。
- (6) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、児童生徒一人一人の状況の把握を組織的に行います。
- (7) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組みます。
- (8) いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知します。
- (9) いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保します。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。
- (10) 保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進めます。
- (11) 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応に繋がります。「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通します。
- (12) 教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意します。

(3) 保護者として

学校や地域と協力して、子どもにしっかりと規範意識を育みます

- (1) どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけます。
- (2) いじめを防止するために、学校や地域の人々など児童生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組みます。
- (3) 子どもの発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせます。
- (4) 日頃から家庭において、子どもの会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、子どもに寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めます。
- (5) 子どもがいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、子どもの心情等を十分に理解し、対応します。
- (6) 子どもがいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、同じ過ちを繰り返すことがないように、見守り支えます。
- (7) インターネットを通して行われるいじめを防止するために、子どもが携帯電話等を使用する場合には、保護者は、フィルタリングの設定を行ったり、約束の時間が守られているか確認したりするなど、インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」の取組を徹底します。

また、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び子どもの発達の段階に応じ、その保護する子どもについて、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めます。

なお、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意します。

(4) 小樽の子として

思いやりの心を持ち、自分も友達も大切にします

- (1) 小樽の子は、互いの違いを認め合い、支え合い、思いやりの心を持ちながら、自らが主体的にいじめのない学校や地域づくりに努めます。
- (2) 自分の周りなどで、いじめがあると感じたり、思ったりしたときは、迷わずに当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めます。
- (3) 携帯電話等は保護者と使用上の約束をし、特に、インターネットを通して他人を誹謗中傷したり、個人情報等を流布したりするなど、いじめにつながるような行為には関わりません。また、このようないじめに気付いたときは、すぐに保護者や学校の先生に相談します。

(5) 小樽市民として

このまちの未来のために、子どもの健やかな成長を支えます

- (1) 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者並びに市内において事業活動を行う者及び活動する団体（条例に基づき、以下「市民」という。）は、小樽市の児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。
- (2) 児童生徒の成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努めます。
- (3) 市民は、児童生徒が積極的に参加できるような地域行事等を行い、地域の大人から多くのことを学ぶことができる機会を設けるよう配慮します。
- (4) 児童生徒の健全育成にかかわる諸機関は、その役割を認識し、児童生徒が健やかに成長することを願い、相互に連携し、いじめの根絶に努めます。

5 北海道等との連携【条例第10条】

市は、北海道のいじめの防止対策に関する各種事業の導入、研修会等への参加を進め、必要時には措置を要請するとともに、市内の私立中学校、公・私立高等学校等との必要な連携・協力を進めます。

第2章 いじめの防止等のために小樽市が実施する施策

市は、基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進します。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じます。

具体的には、いじめの防止等のための、以下のような取組を推進します。

- 児童生徒の健全育成にかかわる機関、諸団体等との連携強化
- 教職員の資質向上
- 児童生徒、保護者等を対象としたインターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」等の啓発活動
- 「小樽市小中学校情報モラル対策委員会」のネットパトロールなどの活動による、いじめの抑止
- いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための調査研究、検証及びその成果の公表
- いじめに係る相談体制についての広報及び啓発活動
- 学校と家庭、地域が地域ぐるみで対応する体制の構築
- 市内の私立中学校、公・私立高等学校等との情報交流等の連携・協力 など

1 「小樽市いじめ問題対策連絡協議会」の設置【条例第12条】

法第14条及び条例第12条により、市は、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、市長部局、教育委員会、学校（私立中学校、公・私立高等学校等を含む）、PTA連合会、法務局、警察、その他の関係機関及び団体等により構成される、「小樽市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

2 「小樽市いじめ防止対策審議会」の設置【条例第13条】

条例第13条により、いじめ防止対策を実効的に行い、重大事態に係る調査などのため、教育

委員会の附属機関として、学識経験者、いじめ防止等に関する知見を有する者等5名以内の委員により構成される、「小樽市いじめ防止対策審議会」を設置します。

3 教育委員会の具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて児童の権利に関する条約やこども基本法の趣旨を踏まえた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

また、アイヌの人たちについて正しく理解し、我が国の先住民族であるアイヌの人たちが暮らしていることやアイヌ文化の価値を認識する取組を行います。

- 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合う道徳に向けた指導の充実
- 人権擁護機関と連携した人権教育の推進
- アイヌ文化等について学習する機会の充実
- 特別の教科道徳の授業実践の交流
- 体験活動等を実施する教育施設の整備、充実
- 特別の教科道徳の授業等における「情報モラル教育」の指導の充実 など

イ いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進します。

- 「小樽いじめ防止サミット」など、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるような意見を交流する場の設定
- 児童生徒、教職員・保護者向けの啓発資料の作成、配布 など

ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めます。

- 関係団体等への啓発及び「いじめ防止キャンペーン」を年2回実施
- いじめ防止標語や人権作文の取組の充実
- 町内会と児童生徒の意見交流 など

エ 学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実します。

- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
- ソーシャル・スキル・トレーニングやソーシャル・エモーショナル・ラーニング*3など、心理教育プログラムの推進
- 児童生徒の人間関係形成力やコミュニケーション能力等の育成を図る取組に関する事業等の成果の普及
- 子ども理解支援ツール「ほっと」*4 や学校環境適応感尺度「アセス」*5 等を活用した児童生徒のよりよい人間関係を構築する上で必要な能力を育成する取組の推進 など

*3 「ソーシャル・エモーショナル・ラーニング」とは、自己の捉え方と他者との関わり方を基盤として、社会性（対人関係）に関するスキル、態度、価値観を身に付ける学習であり、社会性と情動に関する心理教育プログラムの総称のことです。

*4 「子ども理解支援ツール「ほっと」」とは、北海道教育委員会が北海道医療大学と連携・協力して開発したコミュニケーション能力や日常生活への満足度などを計画的、総合的に測定できる子ども理解のための支援ツールのことです。

*5 「学校環境適応感尺度「アセス」」とは、子どもの学校適応感を知り、必要な支援を行うことで誰一人取り残さない学級をつくることを目的として開発された「6領域学校環境適応感尺度」(Adaptation Scale for School Environments on Six Spheres)の略称です。

オ 学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進します。

- 関係機関と連携した、子どもや若者を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の充実
- 各種研究協議会における「生命（いのち）の安全教育」や性の多様性に関する課題の理解について研修内容の充実 など

カ 「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う取組を推進します。

- 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う人権教育の充実
- 児童生徒が相談しやすい環境の整備の推進
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に対する理解の促進や必要な対応について示した教職員指導資料を活用した教職員への啓発と教職員等を対象とした性の多様性に関する研修の充実
- 学校教育指導等を通じて、「性的マイノリティ」とされる児童生徒の在籍状況の把握に努めるとともに、通知に基づく対応が徹底されるように学校に対する指導、助言など

キ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査その他の必要な措置を講じます。

- 国が実施する、複数回のいじめにかかわるアンケートとともに、市独自で実施する学期ごとの「いじめ実態調査」 など

なお、設置する学校におけるいじめの防止等の取組の実施、校内研修の実施状況や、定期的なアンケート調査、個人面談の取組などいじめの実態把握の取組状況について把握し道に報告します。

ク 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するとともに、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる取組を推進します。

- 道教委のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- 1人1台端末を活用した道教委の相談窓口「おなやみポスト」*6や、SNSを活用した相談事業*7の活用
- 市で配置しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育研究所及び教育支援センターの職員による教育相談窓口の周知徹底を図る資料等の作成、配布
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる自身の活動の周知促進
- 「児童生徒の自殺を予防するためのプログラム」の普及・啓発
- 「SOSの出し方に関する教育」の指導例の配布・周知
- 「心と身体のチェックリスト」の普及・啓発 など

*6 「1人1台端末を活用した相談窓口「おなやみポスト」とは、いじめに関することなどの悩みを、北海道教育委員会のWebページで受け付ける窓口のことです。

*7 「SNSを活用した相談事業」とは、いじめを含め様々な悩みを抱える生徒に対し、生徒が直接、専門の相談員と双方向の相談を実施できる事業です。

ケ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じます。

- 教職員向けの資料の作成、配布
- いじめの問題への対応にかかわる「生徒指導研修会」等の開催
- 関係機関（警察、児童相談所、法務局等）と教職員の関係強化
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修への支援 など

コ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、道教委と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じ、いじめの防止と効果的な対処ができるよう資料等を作成、配布するなど、必要な啓発活動を実施します。

- 各学校の教育課程における「情報モラル教育」の位置付けの明確化
- 学校における定期的なネットパトロールの実施を促進
- 「小樽市小中学校情報モラル対策委員会」のネットパトロール活動の強化と情報モラル教育を推進する指導者の育成
- 保護者向け「ネットパトロール体験会」の地区別開催
- インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」の充実によるインターネット上におけるいじめの防止 など

サ 「多様な背景を持つ児童生徒」に対して、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、プライバシーに配慮しながら、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う取組を推進します。

- 発達障がいを含む障がいのある児童生徒に関わる個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有の推進
- 海外から帰国した児童生徒や外国につながりのある児童生徒等の状況の把握に努めるとともに、適切な支援や指導が行われるように学校に対する指導、助言
- 性同一性障害や性的指向・性自認に対する理解の促進や必要な対応について示した教職員指導資料を活用した教職員への啓発
- 被災児童生徒の在籍状況の把握に努めるとともに、通知に基づく対応が徹底されるように学校に対する指導、助言
- 被災児童生徒が被害を受けたいじめの対応状況調査の実施
- ヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解するための支援の研修の実施 など

シ いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を推進します。
また、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進します。

- 発達の段階に応じた幼児教育の充実に向けた関係機関等への啓発
- 幼児期における取組に関する保護者への啓発 など

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置

- 教育委員会は、法第23条第2項の規定による市立学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- 教育委員会は、市立学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条、第49条の8において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。
また、いじめの加害者である児童生徒に対して、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。
- 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

イ 市立学校の指導のあり方及び警察への相談・通報による対応

- いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むよう指導・助言する。
- いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮のもと、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。
- 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言が適切に行われるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

第3章 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策

市立学校は、法第13条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的な対応を行うため、法第22条に基づき、当該校の複数の教職員を中心に構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと教職員の協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進します。

1 学校いじめ防止基本方針の策定【法第13条】

市立学校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」や本市の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めます。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制の充実、児童生徒の指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容を盛り込みます。

ア 意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害児童生徒への支援につながる。

イ 市立学校の取組

市立学校においては、法第13条の規定により義務付けられている学校いじめ防止基本方針について、「国の基本方針や道の基本方針」を参考に、次の事項に留意して策定します。

- 市立学校は、学校いじめ防止基本方針に、いじめの防止、いじめの早期発見・事案対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込む。その中核的な内容は、次に示すとおりとする。

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針
- ・ いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）
- ・ いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示
- ・ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルの作成（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）
- ・ 学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法の設定
- ・ 「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組
- ・ 「学校いじめ対策組織」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
- ・ 加害児童生徒に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針
- ・ 「学校いじめ対策組織」を中心としたPDCAサイクルによる点検、見直しの取組

- 市立学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

- ・ 学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ・ 市立学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

- 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、いじめの防止等に関

する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。

また、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努める。

- 市立学校は、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。

- 市立学校は、学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口等を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

なお、年度途中の転入、編入学や前年度から引き続き休学又は留学していた児童生徒が復学した場合等には、同様に当該児童生徒及びその保護者に説明する。

2 市立学校の組織づくりに向けて【法第22条】

市立学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「学校いじめ対策組織」を組織します。日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものであり、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加が必要です。

ア 意義

「学校いじめ対策組織」を設置する意義としては、次のようなものがあります。

- ・ いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- ・ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

イ 市立学校の取組

市立学校においては、「学校いじめ対策組織」について、次の事項に留意して設置します。

- ・ 自校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により学校の実情に応じて構成する。
- ・ 可能な限り、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得る。
- ・ 個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。
- ・ 教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進める。

- 市立学校は、次のことを踏まえ、「学校いじめ対策組織」の体制を整備する。

また、「学校いじめ対策組織」の体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性*8の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。

- *8 組織が真に機能するためには、「無知、心配性、迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫」と思えるなど、発言することへの安心感を持てる状態（心理的安全性）をつくり出すことが不可欠です。

- ・ 的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- ・ 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- ・ いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
- ・ 当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
- ・ 迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制

○ 市立学校は、「学校いじめ対策組織」の役割に次のことを位置付ける。

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）
- ・ 学校いじめ防止基本方針の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
- ・ 被害児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、PDCA サイクルで検証を担う役割が期待されます。

3 市立学校におけるいじめの防止等に関する取組

市立学校は、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の3つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととします。以下に各段階における取組例を示します。

(1) 未然防止

学校においては、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

- 1 児童生徒が、誰とでも適切な人間関係を築き、集団の一員であるという自覚と責任を持って行動できるような規律があり、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくり
- 2 児童生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけ
- 3 学校全体における「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成
- 4 「いじめに関する授業」の学期ごとの実施など、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめをしない、させない態度・能力の育成
- 5 いじめを受けていると感じた際に、いじめが生じている集団から離れ、学校内外を問わず誰かに相談することを促す指導の促進
- 6 児童生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- 7 学校の教育活動全体を通じた、教員と児童生徒との信頼関係の構築
- 8 いじめの問題の理解と対応にかかわる学期ごとの校内研修等を通じた教員の資質の向上
- 9 児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の推進
- 10 児童生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進
- 11 家庭訪問、学校便りなどを通じた家庭との緊密な連携・協力
- 12 配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編制や学校生活の節目の適切な指導
- 13 「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対して必要な組織的指導
- 14 「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対して必要な組織的指導 など

(2) 早期発見

学校は、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知します。

- 1 いじめ防止キャンペーン、各学期に1回の定期的なアンケート調査、子ども理解支援ツール「ほっと」（道教委）や学校環境適応感尺度「アセス」、教育相談の実施等により、早期のいじめの実態把握と児童生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- 2 学校いじめ対策組織による事実関係の把握と積極的ないじめの認知
- 3 スクールカウンセラーによる、全員を対象とした個別面接の実施
- 4 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- 5 行動記録や会議等による教職員全体のいじめに関する情報の共有と教育委員会への報告
- 6 ネットパトロールなどによるインターネット上のいじめの状況把握及び関係機関との連携強化 など

(3) 早期対応

学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。

- 1 学校いじめ防止基本方針や早期発見・対処マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を明記する。
- 2 いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒を守り通し、安心して教育を受けられる環境を確保する。
- 3 いじめを受けた児童生徒へのスクールカウンセラー等による教育相談を行う。
- 4 いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- 5 いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えられるようにするとともに、いじめの事実を早期に学校、家庭、関係機関等に知らせることを促す指導をする。
- 6 いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の保護者への支援、助言をする。
- 7 いじめを行った児童生徒の保護者への協力要請及び助言をする。
- 8 保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有する。
- 9 関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- 10 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめを受けた者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応する。
- 11 いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、児童生徒に合わせた継続的なケアを行う。
- 12 いじめを行った児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- 13 これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。 など

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査【法第28条】

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。

(1) 重大事態の意味

- ・ 重大事態とは、法第28条第1項に規定されているとおり、
 - (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・ 法第28条にいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ・ 法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- ☐ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ☐ 身体に重大な傷害を負った場合
- ☐ 金品等に重大な被害を被った場合
- ☐ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

- ・ 法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。
- ・ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態をとらえる必要がある。
- ・ 被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。

(2) 重大事態の報告

市立学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

- ・ 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。
- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。
- ・ なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。

※ この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る（例えばアンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となっており、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施するなどが考えられる）。

(4) 調査を行うための組織

教育委員会はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、条例第13条により、「小樽市いじめ防止対策審議会」において、速やかに調査に当たる。

なお、児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等は、市長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講ずべき措置について教育委員会と十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行うことができる。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることをいいます。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするのではないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものです。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。
 - この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。（例えば、質問票の使用にあたり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）
 - 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。
- ※これらの調査にあたっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる必要がある。

- 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

(6) その他留意事項

学校において、いじめの事実の有無を確認した結果、重大事態であると判断した場合には、重大事態の『全貌の事実関係』を明確にすることが重要であることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の『再分析』や、必要に応じて『新たな調査』を行う。



事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(7) 調査結果の提供及び報告

ア いじめられた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

- 学校又は教育委員会は、いじめられた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。
- これらの情報の提供にあたっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

- 学校又は小樽市いじめ防止対策審議会は、調査結果について、教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置【法第30条】

(1) 再調査

- ・ 上記(7)ーイの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。
- ・ 再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

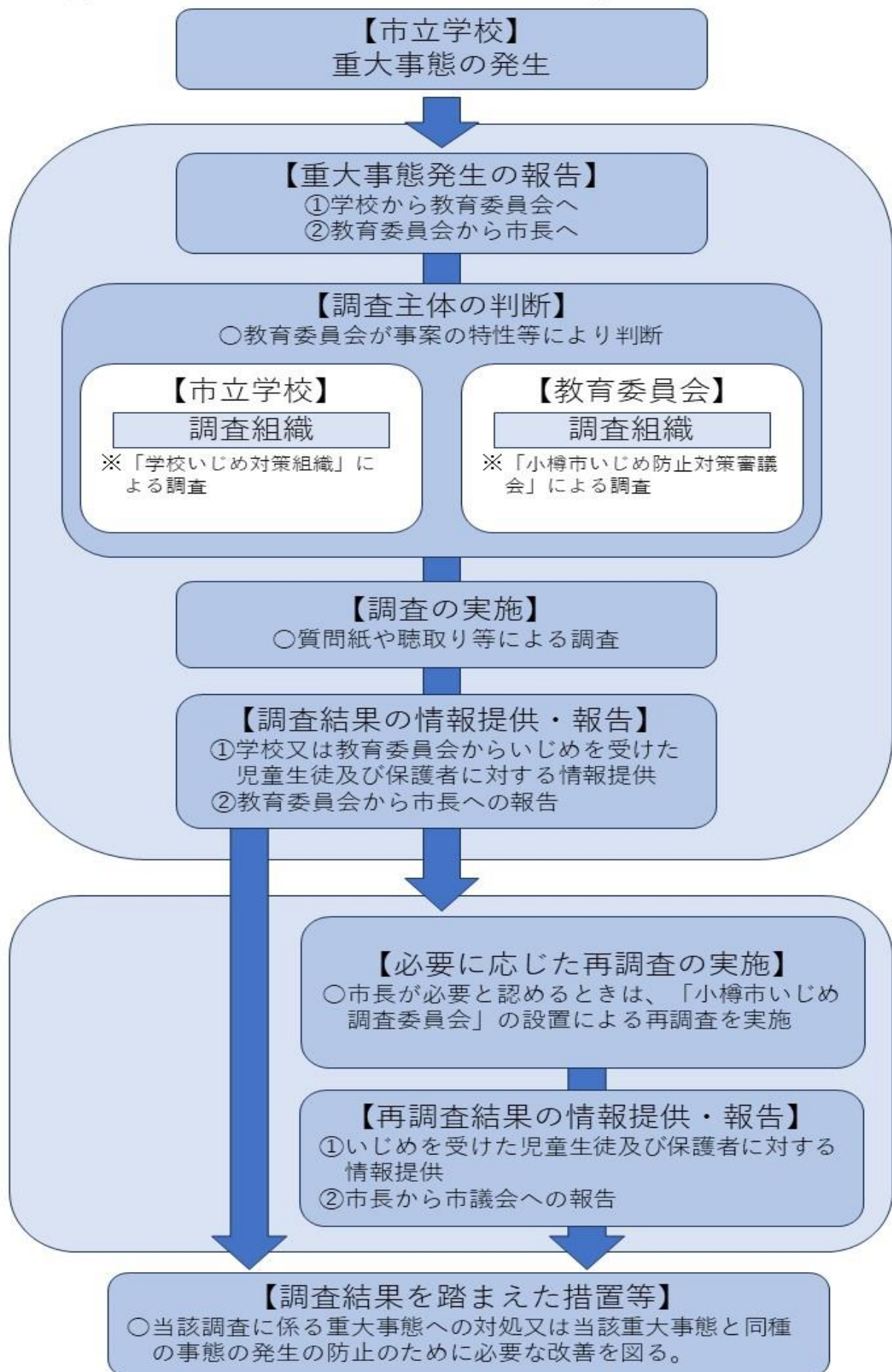
(2) 「小樽市いじめ調査委員会」の設置【条例第14条】

- ・ 小樽市は、重大事態が起きた場合等の際には、教育委員会の報告を受け、必要に応じて再調査を行うための「小樽市いじめ調査委員会」を設置する。
- ・ 構成は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の、いじめの防止等に関する知見を有する者、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等の組織

- ・ 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置等、人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等、外部専門家の追加配置等の支援を行う。
- ・ 再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

【重大事態発生時のフロー図】



小樽市いじめ防止基本方針

- ・ 平成 27 年 4 月制定
- ・ 令和 元年 5 月一部改定
- ・ 令和 6 年 9 月一部改定

資料 関係条文等

【小樽市いじめ防止対策推進条例】

(目的)

第1条 この条例は、いじめの防止及び早期発見並びにいじめに対する適切かつ迅速な対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策（以下「いじめ防止対策」という。）に関し、基本理念並びに市等の責務及び役割を明らかにするほか、基本的な事項を定めることにより、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び北海道いじめの防止等に関する条例（平成26年北海道条例第8号）と相まって、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒が安心して生活し、健やかに成長できる環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (3) 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 市立学校 小樽市立学校設置条例（昭和39年小樽市条例第31号）に規定する小学校及び中学校をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人その他児童生徒を現に監護する者）をいう。
- (6) 市民 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者並びに市内において事業活動を行う者及び活動する団体をいう。

(基本理念)

第3条 いじめ防止対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめを無くすることを旨として行われなければならない。

2 いじめ防止対策は、児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、及びこれを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深め、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 いじめ防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、いじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校全体で組織的に取り組むとともに学校、家庭、市民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童生徒は、いじめが人権侵害であることを認識し、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめ防止対策について、本市の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することを認識し、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 市立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置
- (2) いじめの防止等に関する機関及び団体（以下「機関等」という。）との連携
- (3) 児童生徒の健全育成に係る事業の充実
- (4) いじめの防止等にかかわる市民の意識の高揚を図るための啓発活動
- (5) いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備
- (6) いじめ防止対策を推進するために必要な財政上の措置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、いじめの防止等のために必要な措置

(市立学校及び市立学校の教職員の責務)

第6条 市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、市民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解決のため、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、再発防止に向けた取組を行う責務を有する。

2 市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響を及ぼすとの認識の下、児童生徒一人一人についての理解を深めるとともに、児童生

徒との間の信頼関係を構築し、主体的に考えて行動する児童生徒の育成に努めなければならない。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、基本理念にのっとり、その言動がその保護する児童生徒の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすとの認識の下、当該児童生徒がいじめを行うことのないようにするため、規範意識、生命を大切に、他人を思いやる心その他の基本的な倫理観を養うための教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切かつ迅速に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、その保護する児童生徒が通学する学校又は市が行ういじめの防止等のための取組に協力するよう努めるものとする。

(児童生徒の役割)

第8条 児童生徒は、互いの人格を尊重しなければならない。

2 児童生徒は、いじめを防止するための学校内の活動に主体的かつ積極的に取り組むことにより、いじめのない安全で安心な学校生活を送ることができるように努めるものとする。

3 児童生徒は、いじめが行われていることを認識したとき又はいじめに関する相談を受けたときは、速やかに、保護者、学校の教職員その他関係者又は機関等に相談するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第9条 市民は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において、行事等を通して児童生徒と触れ合う機会を大切にし、当該地域全体で児童生徒を見守るとともに、学校、家庭、市民、行政その他の関係者と連携協力して、児童生徒が心身ともに健全に成長できる環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、学校又は市が行ういじめの防止等のための取組に協力するよう努めるものとする。

(北海道等との連携)

第10条 市は、北海道と連携していじめ防止対策の推進を図るとともに、いじめ防止対策に関して必要があると認めるときは、北海道に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

2 市は、学校（市立学校を除く。）の設置者に対し、いじめ防止対策が確実かつ適切に実施されるよう、必要な連携及び協力を求めることができる。

(小樽市いじめ防止基本方針)

第11条 市は、法第12条の規定に基づき、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、小樽市いじめ防止基本方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定める。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) いじめ防止対策の具体的な方針に関する事項

(2) いじめの防止等に係る市及び市立学校の組織等に関する事項

(3) いじめの早期発見及び適切かつ迅速な対応に関する事項

(4) 市立学校における法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）への対処に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、いじめの防止対策に関する重要事項

3 市は、いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(小樽市いじめ問題対策連絡協議会)

第12条 市は、法第14条第1項の規定に基づき、機関等の連携を図るため、小樽市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 連絡協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 機関等が実施するいじめ防止対策についての情報共有に関する事項

(2) 機関等の連携に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、いじめ防止対策を推進するために必要な事項

3 前2項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(小樽市いじめ防止対策審議会)

第13条 法第14条第3項の規定に基づき、いじめ防止対策を実効的に行うため、小樽市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、小樽市いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) いじめ防止対策の推進に関する重要な事項

(2) 重大事態に係る調査に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

3 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) いじめの防止等に関する知見を有する者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者
 - 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、再任されることができる。
 - 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。
(小樽市いじめ調査委員会)
- 第14条 市長は、法第30条第2項の規定による調査を行う必要があると認めるときは、市長の附属機関として、小樽市いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することができる。
- 2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 重大事態に係る調査の結果についての調査に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が重大事態への対処等のため必要と認める調査に関する事項
 - 3 調査委員会は、委員3人以内をもって組織する。
 - 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) いじめの防止等に関する知見を有する者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
 - 5 委員の任期は、市長が委嘱した日から、第2項に規定する調査に関する事項が終了する日までとする。
 - 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 7 前各項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。
(委任)
- 第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会の所管する事項にあつては教育委員会が、その他の事項にあつては市長がそれぞれ定める。
- 附 則
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

【いじめ防止対策推進法】※関係部分 抜粋

第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

第12条（地方いじめ防止基本方針）

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

第13条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第14条（いじめ問題対策連絡協議会）

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第23条（いじめに対する措置）

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

- 5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

第30条（公立学校に係る対処）

地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。